

## 公害調剤報酬の請求について

公害調剤報酬事務につきましては、ご協力をいただきありがとうございます。  
公害調剤報酬の請求の際には、下記の点をご参照ください。

### 1 公害調剤報酬の算定方法

認定疾病の調剤に要した費用のみをご請求ください。

また調剤報酬の額の算定は、一般の調剤報酬点数表により算定してください。

(後期高齢者関連の調剤点数は算定できません)

1点あたり

- |                |   |     |
|----------------|---|-----|
| ①薬剤料           | … | 10円 |
| ②その他手技料等(基本料等) | … | 15円 |

- 調剤基本料の区分を「基本料」欄に明記してください。

### 2 請求方法

患者の調剤内容が記載された『公害調剤報酬明細書』を調剤月ごとにまとめ、  
『公害調剤報酬請求書』を調剤月ごとに添付し、請求してください。

### 3 請求先

〒110-0015

台東区東上野4-22-8

台東保健所 保健予防課 予防担当(公害)

### 4 提出期限・支払方法

毎月10日締切り(11日以降のものについては、翌月の処理)

公害診療報酬審査会において審査後、支払金額が確定します。

確定した金額は、提出の翌月10日頃に指定の口座に振込処理いたします。

### 5 その他

- ◎ ご請求の際に、同封の新規届をご記入の上、ご返送ください。
- ◎ 振込口座に信用金庫、信用組合をご利用の場合は、振込処理できないことがありますので、お手数ですがお問合せください。
- ◎ 新規届の内容に変更がある場合は変更届の提出が必要になります。お手数ですがご連絡ください。